⑥福祉行財政と福祉計画　⑦社会保障　⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度　⑨低所得者に対する支援と生活保護制度　⑩保健医療サービス　⑪権利擁護と成年後見制度　⑫社会調査の基礎　⑬相談援助の基盤と専門職　⑭相談援助の理論と方法　⑮福祉サービスの組織と経営　⑯高齢者に対する支援と介護保険制度　⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度　⑱就労支援サービス、更生保護制度

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成29年３月15日（水曜日）午後に厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成29年３月15日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、平成29年３月31日（金曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

10　その他

⑴　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページhttp://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第29回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成28年８月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　坂田　周一

副委員長

秋元　美世　　小笠原浩一　　萱場　一則
川崎二三彦　　後藤　　隆　　髙橋　紘士
野村　豊子　　橋本　宏子

委　員

相川　　充　　相原　佳子　　青柳　親房
明渡　陽子　　上之園佳子　　朝日　雅也
天田　城介　　荒井　浩道　　石川　正興
石田　道彦　　井村　　修　　岩崎　　香
岡田　まり　　荻野　剛史　　小原眞知子
上山　　泰　　加山　　弾　　北本　佳子
木村　容子　　小山　充道　　今野　広紀
潮谷　恵美　　澁谷　昌史　　嶋﨑　尚子
生島　　浩　　諏訪　　徹　　髙木　憲司
高野　和良　　高野　龍昭　　田中　　尚
玉野　和志　　長倉真寿美　　中島　隆信
中瀬　剛丸　　長友　祐三　　難波　利光
西岡　正次　　西田　和弘　　西村　幸満
狭間香代子　　畑本　裕介　　原　　元彦
福田　素生　　福原　宏幸　　伏見　惠文
堀越由紀子　　松端　克文　　松原　由美
丸谷　浩介　　道中　　隆　　宮岡　佳子
村社　　卓　　森川　美絵　　柳田　正明
矢原　隆行　　山縣　文治　　山田　篤裕
山本　克也　　山本　真実　　綿　　祐二

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第６０号

山形県米沢市矢来２丁目３番56号
債務者　渡部　真二

1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６２号

福島県郡山市芳賀３丁目５番９号
債務者　高山　和三

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　未来
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２２９６号

大阪市旭区新森５丁目16番11号　パークヴェール新森　405号
債務者　頃安　泰男

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５６号

大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―708号
15棟708号、前住所大阪府八尾市東山本新町４丁目２番３号
債務者　中田久美子

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３９号

滋賀県栗東市苅原243番地（302号）
債務者　安達　正臣

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４号

大阪市淀川区加島４丁目５番３―1302号
債務者　高森　康徳

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号

兵庫県西宮市甲子園口４丁目６番５―205号、前住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目３番２―702号
債務者　麻生　　開

1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**徳**山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４１８号

横浜市磯子区中原４丁目26番16―103号
債務者　會澤　　卓

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　雅裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部